

人間文化研究機構名誉教授称号授与規程

〔平成17年 3月14日〕
規程第94号

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第18条に基づく名誉教授の称号授与について定めることを目的とする。

(選考)

第2条 名誉教授の選考については、各機関において定める。

(称号の授与)

第3条 名誉教授の称号は、別記様式により授与する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機関の長が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年 3月14日から施行し、平成16年4月1日以後に退職する者から適用する。

別記様式

第 号	氏 名	年 月 日生	人間文化研究機構〇〇〇館(所) 名誉教授の称号を授与する	年 月 日	人間文化研究機構	〇〇〇館(所) 印
--------	--------	--------------	---------------------------------	-------------	----------	--------------